



# 栃木県公報

平成25年  
7月19日(金)  
号外  
第63号

## 目次

### 公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集	1
○同	2
○同	3
○同	4

## 公 告

### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月19日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

##### (1) 名称

- ① とちぎ健康づくりセンター
- ② とちぎ生きがいがづくりセンター、とちぎ生きがいがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいがづくりセンター県北支所

##### (2) 所在地

- ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいがづくりセンター  
栃木県宇都宮市駒生町3337番地1
- ② とちぎ生きがいがづくりセンター県南支所  
栃木県栃木市神田町9番40号
- ③ とちぎ生きがいがづくりセンター県北支所  
栃木県矢板市矢板54番地

##### (3) 設置の目的

- ① とちぎ健康づくりセンター  
生活習慣の改善による生活習慣病の予防その他県民の自主的な健康づくりの総合的支援
- ② とちぎ生きがいがづくりセンター、とちぎ生きがいがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがいがづくりセンター県北支所  
高齢者の自主的かつ積極的な生きがいがづくりの支援及び豊かで生きがいに満ちた高齢社会の形成

##### (4) 規模等

- ① とちぎ健康づくりセンター及びとちぎ生きがいがづくりセンター  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上4階地下1階建  
敷地面積196,189.78㎡、延床面積22,976.07㎡
- ② とちぎ生きがいがづくりセンター県南支所  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建（講堂兼体育館は平屋）  
敷地面積4,699.77㎡、延床面積1,898.26㎡
- ③ とちぎ生きがいがづくりセンター県北支所  
鉄骨造2階建  
敷地面積5,300.31㎡、延床面積1,849.99㎡

#### 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

##### (1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

- ① とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがづくりセンター県北支所の施設の維持管理に関すること。
  - ② とちぎ健康づくりセンターの有料施設等の利用の許可に関すること。
  - ③ とちぎ健康づくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター、とちぎ生きがづくりセンター県南支所及びとちぎ生きがづくりセンター県北支所の運営に関すること。
  - ④ その他附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月26日(月)から同年9月27日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館4階  
栃木県保健福祉部保健福祉課企画指導担当  
電話 028-623-3103 FAX 028-623-3131 E-mail hofuku@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/system/honchou/honchou/hohuku-menu.html>)

(保健福祉課)

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月19日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
- (1) 名称  
とちぎ福祉プラザ
  - (2) 所在地  
栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号
  - (3) 設置の目的  
障害者をはじめとする県民の幅広い交流及び社会参加並びに自主的な福祉活動を支援し、もって県民がともに支え合う地域社会の形成に資する。
  - (4) 規模等  
鉄筋コンクリート造4階建 一部地下1階  
敷地面積17,354.69㎡、延床面積 本館9,392.63㎡ 附属棟835.59㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
- (1) 管理の基準  
休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① とちぎ福祉プラザの施設の維持管理に関すること。
    - ② 有料施設等の利用の許可に関すること。
    - ③ とちぎ福祉プラザの運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月26日(月)から同年9月27日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁本館4階  
栃木県保健福祉部医事厚生課地域福祉担当  
電話 028-623-3046 FAX 028-623-3056 E-mail [iji-kousei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:iji-kousei@pref.tochigi.lg.jp)
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/system/honchou/honchou/menu.html>)

(医事厚生課)

#### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月19日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県障害者保養センター那珂川苑
  - (2) 所在地  
栃木県那須郡那珂川町小口1728番地
  - (3) 設置の目的  
障害者の健康増進と社会参加促進
  - (4) 規模等  
鉄筋コンクリート造2階建  
敷地面積27,175.76㎡、延床面積3,406.10㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県障害者保養センター那珂川苑の施設の維持管理に関すること。
    - ② 栃木県障害者保養センター那珂川苑の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県障害者保養センター那珂川苑の運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務に関すること。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月26日(月)から同年9月27日(金)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8

時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館4階

栃木県保健福祉部障害福祉課社会参加促進担当

電話 028-623-3053 FAX 028-623-3052 E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

([http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/system/honchou/honchou/shougai-fukushika\\_menu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/system/honchou/honchou/shougai-fukushika_menu.html))

(障害福祉課)

○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月19日

栃木県知事 福田 富 一

1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

(1) 名称

栃木県子ども総合科学館

(2) 所在地

栃木県宇都宮市西川田町567番地

(3) 設置の目的

科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を行うことにより、児童の健全な育成を図る。

(4) 規模等

鉄骨鉄筋コンクリート造2階建（屋上に天文台設置）

敷地面積177,000.00㎡、延床面積10,000.44㎡

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

(1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

(2) 業務の範囲

① 栃木県子ども総合科学館の施設の維持管理に関すること。

② 栃木県子ども総合科学館の運営に関すること。

③ その他附帯する業務を行うこと。

3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）

5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県保健福祉部所管公の施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

6 指定申請の受付期間等

平成25年8月26日（月）から同年9月27日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月27日午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館5階

栃木県保健福祉部こども政策課子育て環境づくり推進担当

電話 028-623-3068 FAX 028-623-3070 E-mail kodomo@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/system/honchou/honchou/1180094466195.html>)

(こども政策課)